

極上の会津プロジェクト協議会ガイドブック・ポスター
企画制作及び版下作成業務に関する仕様書

極上の会津プロジェクト協議会

1. 名称

極上の会津プロジェクト協議会ガイドブック・ポスター企画制作及び版下作成業務

2. 趣旨

全会津の大型誘客宣伝及び受入体制整備を展開する「極上の会津プロジェクト事業」において、「極上の会津」のイメージを確立し、全国への周知及び誘客を図るため会津地域の観光情報を満載したガイドブック・ポスターを作成する。

令和4年度に掲出するため今年度中に企画制作及び版下作成までを完了する。

3. 業務内容

【ガイドブックの仕様】

■規格

- (1) サイズ 中綴じA4判
- (2) ページ数 24ページ（表紙・裏表紙を含む）
- (3) 用紙 マットコート70kgに4色カラーで印刷

■概要

(1) ターゲット

- ・メインターゲット

会津地域への旅行経験が1回以上ある30代～40代の女性。

- ・サブターゲット

メインターゲットを中心としたファミリー層や子育て世代。

(2) コンセプト

①「極上の会津 ～あったんです。まだ極上の日本が・・・」

②ターゲットがもう一度会津を訪れたいと感じる会津の魅力の発信。

③本ガイドブックを手にとった方が会津地域に対する興味や関心を抱き、また、新たな発見をすることにより、民間企業が発行する旅行雑誌の購入やインターネットでの検索など自発的な旅行行動を促し、会津地域への誘客に結びつけるきっかけとなる機能を持ったガイドブックとする。

④会津地域の観光コンテンツの特色及び見どころ、楽しみ方を文章ではなく写真やイラストを用いて視覚的に紹介し、会津の観光の訴求力向上に資する内容とする。

⑤新型コロナウイルス感染拡大によりもたらされた「感染への恐怖」や「自粛疲れ」などによる旅行需要の変化に対応し、癒しやストレス解消などの観光コンテンツに注目した内容とする。

⑥With コロナにおける分散型観光を意識し、観光客が少ない平日の過ごし方や、平日

限定のコンテンツを紹介することによって、滞在消費の向上に資するような内容とする。
⑦ターゲットを中心とした親子連れやファミリー層が楽しめるような観光コンテンツを紹介し、サブターゲットに対しても訴求力の高い内容とする。

■ガイドブックの内容

(1) デザイン

上記コンセプトを基に「和」を基調とした現代的で魅力的なデザインとする。

(2) 人物モデル

特定の人物モデルは使用せず、会津地域在住の各事業者や掲載コンテンツの紹介が必要な場合は人物を使用する。

(3) 表紙

以下の内容を盛り込み、作成すること。

・会津のイメージカラーである「赤」を使用し、目にした方が手に取りたくなるようなデザインとすること。

・掲出先に応じて、以下のとおり4種類作成すること。

①ロゴ掲載無し版

②JRロゴ掲載版

③東武鉄道ロゴ掲載版

④NEXCOロゴ掲載版

・タイトル及びキャッチフレーズ、協議会名を入れること。

①タイトル：極上の会津

②キャッチフレーズ：～あったんです。まだ極上の日本が・・・

③協議会名：極上の会津プロジェクト協議会

・タイトルは表紙の上部に配置し、目を引く魅力的なデザインにすること。

(4) 導入ページ

見開き1ページを使用し、極上の会津の目玉となるコンテンツを、写真をメインとし、イラストなども効果的に使い紹介する。掲載内容は発注者と協議の上決定すること。

(5) 項目

下記①～⑨の項目を作成する。前述したコンセプトを意識した内容で各項目ページを作成し、単調な構成にならないよう項目毎に構成を工夫すること。②～⑨の掲載順は問わないものとする。

①絶景：風景など自然のコンテンツを掲載し、四季ごとに1ページ使い紹介すること。

(4ページ)

②体験：ターゲットの旅行ニーズや嗜好を考慮し、自然体験から文化体験までバランス良く掲載すること。(2ページ)

③歴史：「会津の三十三観音めぐり」を紹介する。なお、前年度掲載コンテンツと全て同じコンテンツにならないよう留意すること。(2ページ)

④温泉：連絡先及び使用する写真の施設名を記載すること。(2ページ)

⑤酒：日本酒を中心にオススメの飲み方やシーンなども併せて紹介し、日本酒が身近に感

じられるような内容にする。その他、古くから伝統を受け継いでいる会津地域の酒蔵を1つ取り上げ、普段お酒を飲まない人でも興味を持てるようなコラムを掲載すること。(2ページ)

⑥食：会津地域の郷土料理やB級グルメなどバランスよく紹介すること。(2ページ)

⑦食(カフェ)：会津地域のカフェを紹介すること。(1ページ)

⑧お土産：会津地域の食に関するお土産を紹介すること。(1ページ)

⑨広域マップ：会津全域の地図を掲載し、下記のスポットを必ず表記すること。(2ページ)

・ガイドブック本文に掲載するコンテンツ

⑩二次交通情報：会津地域の二次交通情報を掲載する。文字情報が多くなる項目であるため、書体や文字の大きさに留意すること。(2ページ)

(6) 掲載コンテンツ

掲載するコンテンツは、市町村及びエリアのバランスに留意する。なお、上記(5)項目①～⑧における総掲載コンテンツ数は90以上130以下とこと。

(7) 本文

文字のサイズは、50代以上の読者でも読みやすい大きさとすること。また、写真を効果的に取り入れ、視認性が高くアイキャッチの強い構成とすること。

(8) 添付アンケート

ガイドブックに対する評価や要望について、読者が郵送、FAX、その他の方法で回答出来る様なアンケートフォームを盛り込むこと。

【ポスターの仕様】

■ポスターの規格

(1) サイズ B1判、B2判

(2) 用紙 ミラーコート135kgに4色カラーで印刷予定

■ポスターの概要

(1) ターゲット

会津地域への旅行経験が1回以上ある30代～40代の女性。

(2) コンセプト

①「極上の会津 ～あったんです。まだ極上の日本が・・・」

②ターゲットが、もう一度会津を訪れたいと感じる会津の魅力を発信する。

③目にした方の印象に強く残り会津地域に対する興味や関心を抱き、民間企業が発行する旅行雑誌の購入やインターネットでの検索など自発的な行動を促し、会津地域への誘客に結びつけるきっかけとなる機能を持ったポスターとする。

④新型コロナウイルス感染症拡大による「感染への恐怖」や「自粛疲れ」からもたらされた旅行需要の変化を意識し、「癒し」や「開放感」を感じられるデザインとすること。

■ポスターの内容

(1) 人物モデル

特定の人物モデルは使用しないこと。

(2) デザイン

- ・上記コンセプトを基に「和」を基調とした現代的で魅力的なデザインとすること。
- ・春・夏・秋・冬の4種類作成し、掲出先・規格別にそれぞれ4種類作成すること。
※合計16種類(予定)
- ・ターゲットが再度会津を訪れたいと感じる魅力的な絶景の写真素材を使用すること。
- ・会津のイメージカラーである赤を使用すること。
- ・ガイドブックと同様のタイトル及びキャッチコピーを使用すること。
 - ①タイトル：極上の会津
 - ②キャッチフレーズ：～あったんです。まだ極上の日本が・・・

4. 契約方法

プロポーザル方式による随意契約

5. 履行期間

契約締結日から令和4年3月25日(金)

6. 業務に係る委託料

2,500,000円以内(消費税及び地方消費税を含む)

7. 掲出先

作成したガイドブックやポスターは、以下の施設にて掲出する。

- ・首都圏・東北管内の鉄道駅(JR東日本、東武鉄道)
- ・首都圏・東北管内の高速道路SA・PA
- ・福島県内の観光施設(道の駅、宿泊施設等)
- ・福島県管轄の観光施設(日本橋ふくしま館、福島県大阪事務所等)

また、作成したガイドブックデータは極上の会津プロジェクト協議会HPへの掲載などの二次使用を行う。

8. 成果品

- (1) PDF処理した原稿データ
- (2) 掲載した各素材のJPEGデータ ※転用可能なサイズ
- (3) EPSデータ
- (4) 掲載素材の連絡先一覧データ(市町村・郵便番号、住所、店・施設名、電話番号)
- (5) 見本(ガイドブック、ポスターそれぞれの見本 各3部)
- (6) HP掲載用の裁ち落としPDFデータ

※(1)～(4)、(6)はCD-ROM等で1部提出すること。

※入稿の際、ガイドブック24ページそれぞれを単ページごとに再レイアウト、印刷用の高解像度PDF書き出し作業を含む。

9. 納入期限

令和4年3月25日（金）

10. 納入場所

極上の会津プロジェクト協議会事務局（会津若松市観光課）

11. その他

- (1) ガイドブック・ポスターの著作権は全て発注者に帰属する。
- (2) 本協議会が転用する場合に提供元の承諾等が必要なものがある場合は、それがわかる資料を納品時に提出すること。
- (3) 作成にあたっては、発注者が開催するエリアリーダー（年間5回程度）に出席し、作成内容の説明を行うこと。また、検討会で出た意見をガイドブックに反映させること。
- (4) 画像データの不足分のみ各市町村役場等から借用することを認めるが、事務局に依存することのないよう注意すること。
- (5) モデルを使用した写真は、基本的に現地で撮影を行うこと。やむを得ず写真を合成する場合は、合成感のないようにすること。
- (6) ガイドブック作成にあたって、取材や校正等に係る連絡調整を全て行うこと。
- (7) 名称、電話番号、所在地、地図等の事実関係に注意し、厳密な校正を行うこと。
- (8) 受託者は、業務着手前に業務工程表を作成し、提出すること。